第十八条の十三の五第二項第十五号中「又は第二十五条の十の七第三項」を削り、「同条第一項」を「施行令第二十五条の十の七第一項」に改め、同条第六項中「第二十五条の十の十第八項」を「第二十五条の十の十第七項」に改め、同条第十項中「第二十五条の十の十第四項」を「第二十五条の十の十第七項」に改め、同条第十二項中「第二十五条の十の十第八項」を「第二十五条の十の十第七項」に改める。

第十八条の十四の二第二項第二号及び第十八条の十五第九項第五号中「第二十五条の十の十第八項」を「第二十五条の十の十第七項」に改める。

第十八条の十五の三第一項中「この項」の下に「、第三項」を加え、同条第二項第一号中「第四項各号」を「第五項各号」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項第五号中「する年」を「する日の属する年」に改め、同条第十四項第一号中「非課税口座開設届出書」を「非課税口座開設届出書に添付して提出されるものを含む。以下この項において同じ。」に改め、同項第二号中「非課税口座開設届出書に添付して提出された非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に改め、同項第三号中「非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に改め、同項第四号及び第五号中「非課税口座開設届出書」を「非課税適用確認書」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　当該非課税適用確認書に記載された勘定設定期間において最初に非課税管理勘定が設定された日又は設定予定年月日及び当該非課税管理勘定が設定された非課税口座の記号又は番号

第十八条の十五の三第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項第二号中「非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項中「次項」の下に「及び第十六項第三号」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二十五条の十三第十二項」を「第二十五条の十三第十三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第五号を削り、同項第四号中「平成二十五年一月一日」を「前号の勘定設定期間の法第三十七条の十四第五項第三号イからハまでに掲げる期間の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める日」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　当該申請者が提出する法第三十七条の十四第六項の申請書に係る勘定設定期間

第十八条の十五の三第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に改め、同項第二号中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第五項第三号」に改め、同項第五号を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第三十七条の十四第五項第三号に規定する勘定設定期間（以下この条、次条第一項第二号及び第十八条の十五の八第一項第三号において「勘定設定期間」という。）として法第三十七条の十四第五項第三号イからハまでに掲げる期間のうちいずれかの期間

第十八条の十五の三第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　施行令第二十五条の十三第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の十三第九項の書類（以下この項及び第十八条の十五の八において「非課税口座内上場株式等移管依頼書」という。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二　当該非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定（法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税管理勘定をいう。以下この条から第十八条の十五の七まで及び第十八条の十五の九において同じ。）に係る非課税口座内上場株式等を当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定に移管することを依頼する旨及びその移管を希望する年月日

四　当該移管しようとする非課税口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額並びに当該非課税口座内上場株式等の受入れをする非課税管理勘定が設けられた日の属する年

五　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の三に次の一項を加える。

16　施行令第二十五条の十三第二十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の十三第二十二項に規定する所轄税務署長が同項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長を経由して交付する同項に規定する書類又は書面の別

二　前号の書類に記載された整理番号

三　第一号の金融商品取引業者等の営業所の長が、同号の所轄税務署長に対して法第三十七条の十四第九項の規定による申請事項の提供をする際に、当該申請事項が記載された同条第六項の申請書を識別するための記号又は番号を提供している場合には、当該記号又は番号

四　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の四第一項第二号中「その開設年月日」を「当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定に係る勘定設定期間の法第三十七条の十四第五項第三号イからハまでに掲げる期間の区分（次項から第十八条の十五の七までにおいて「勘定設定期間の区分」という。）」に改め、同条第二項第二号中「その開設年月日」を「当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定に係る勘定設定期間の区分」に改め、同条第三項第二号中「の開設の際に提出を受けた非課税口座開設届出書に添付された非課税口座開設確認書」を「に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出を受けた非課税適用確認書」に改める。

第十八条の十五の五第二号中「の開設の際に提出がされた非課税口座開設届出書に添付された非課税口座開設確認書」を「に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出がされた非課税適用確認書」に改め、同条第四号中「の開設年月日」を「に現に設けられている非課税管理勘定に係る勘定設定期間の区分」に改める。

第十八条の十五の六第一項第二号及び第二項第二号中「その開設年月日」を「当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定に係る勘定設定期間の区分」に改める。

第十八条の十五の七第二項第三号中「その開設年月日」を「当該非課税口座においてその死亡の時に設けられていた非課税管理勘定に係る勘定設定期間の区分」に改める。

第十八条の十五の八第一項第二号中「第二十五条の十三の六第五項」を「第二十五条の八の二第八項」に、「同項」を「施行令第二十五条の十の四第三項」に、「非課税口座開設確認書」を「非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税適用確認書」に、「確認書又は依頼書」を「依頼書又は確認書」に改め、同項第三号中「含む。」の下に「以下この号及び」を加え、「第二十五条の十三第十三項」を「第二十五条の十三第十二項」に、「平成三十七年十二月三十一日」を「当該申請書及び書類の提出をした者が交付を受け、又は受けようとした非課税適用確認書に係る勘定設定期間の終了の日」に改め、同条第三項中「非課税口座開設確認書」を「非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税適用確認書」に改める。

第十八条の十五の九第一項中「がある」を「で非課税管理勘定が設けられていたものがある」に改め、同条第二項中「非課税口座の開設」を「非課税管理勘定の設定」に、「非課税口座開設届出書に添付された非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書（非課税口座開設届出書に添付して提出されたものを含む。）」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「が開設された」を「に非課税管理勘定が設けられた」に、「法第三十七条の十四第五項第二号イに規定する事由により取得した非課税口座内上場株式等」を「当該非課税口座に受け入れた法第三十七条の十四第五項第二号イ(1)又は(2)に掲げる上場株式等」に、「当初取得上場株式等」を「当初取得等上場株式等」に、「施行令第二十五条の十三第九項各号に規定する事由により取得した非課税口座内上場株式等」を「当該非課税口座に受け入れた施行令第二十五条の十三第十項各号に掲げる上場株式等」に、「の種類別」を「につき、当該受け入れた非課税口座に係る非課税管理勘定ごとの種類別」に、「同条第九項各号」を「同条第十項各号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「非課税口座から」を「非課税口座に係る非課税管理勘定から」に、「関する」を「つき、当該非課税管理勘定ごとの」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号イ及びロ中「種類別」を「当該非課税口座に係る非課税管理勘定ごとの種類別」に改め、同